

第28回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第1日)

平成21年6月9日(火曜日)

出席議員 (21名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛		
	17番	山 田 弘 治	18番	平 岡 き ぬ 糸
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	大久保 八 郎	書 記	尾 崎 基 彦
説明のため出席 した者の職氏名 (26名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	天文台公園参事	安 本 泰 二
	消 防 長	加 藤 隆 久	会 計 課 長	上 谷 正 俊
	総 務 課 長	坪 内 頼 男	財 政 課 長	長 尾 富 夫
	まちづくり課長	前 澤 敏 美	税 務 課 長	保 井 正 文
	住 民 課 長	木 村 佳 都 男	福 祉 課 長	内 山 導 男
	健 康 課 長	新 庄 孝	農林振興課長	小 林 裕 和
	商工観光課長	廣 瀬 秋 好	地籍調査課長	茅 原 武
	建 設 課 長	野 村 正 明	水 道 課 長	野 村 久 雄
	下 水 道 課 長	寺 本 康 二	生涯学習課長	福 本 美 昭
	クリーンセンター 所 長	谷 口 行 雄	教 育 委 員 会 総 務 課 長	福 井 泉
	教 育 委 員 会 教 育 推 進 課 長	岡 本 正	上 月 支 所 長	達 見 一 夫
	南 光 支 所 長	春 名 満	三日月支所長	田 村 章 憲
欠 席 者 (1名)	天文台公園長	黒 田 武 彦		
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1 . 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 . 会期決定の件
- 日程第 3 . 行政報告について
- 日程第 4 . 報告第 1 号 平成 20 年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 5 . 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度佐用町一般会計補正予算 第 6 号 専決第 3 号）
- 日程第 6 . 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算 第 4 号 専決第 4 号）
- 日程第 7 . 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度佐用町老人保健特別会計補正予算 第 4 号 専決第 5 号）
- 日程第 8 . 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算 第 3 号 専決第 6 号）
- 日程第 9 . 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度佐用町介護保険特別会計補正予算 第 4 号 専決第 7 号）
- 日程第 10 . 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算 第 3 号 専決第 8 号）
- 日程第 11 . 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算 第 4 号 専決第 9 号）
- 日程第 12 . 承認第 10 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 第 4 号 専決第 10 号）
- 日程第 13 . 承認第 11 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算 第 4 号 専決第 11 号）
- 日程第 14 . 承認第 12 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算 第 3 号 専決第 12 号）
- 日程第 15 . 承認第 13 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算 第 3 号 専決第 13 号）
- 日程第 16 . 承認第 14 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算 第 3 号 専決第 14 号）
- 日程第 17 . 承認第 15 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算 第 1 号 専決第 15 号）
- 日程第 18 . 議案第 57 号 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律日程等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 19 . 議案第 58 号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 . 議案第 59 号 平成 21 年度佐用町一般会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 21 . 議案第 60 号 平成 21 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 22 . 議案第 61 号 平成 21 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 23 . 議案第 62 号 平成 21 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 24 . 議案第 63 号 平成 21 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 25 . 議案第 64 号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 26 . 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 27. 諮 問 第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 28. 諮 問 第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 29. 請 願 第 2 号 佐用町議会議員定数の削減を求める請願について
日程第 30. 請 願 第 3 号 次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する
件
日程第 31. 請 願 第 4 号 「農地法の一部を改正する法律案」を廃案にすること
日程第 32. 委 員 会 付 託について

午前 09 時 29 分 開会

議長（西岡 正君） 1 分ほど早いんですが、失礼します。

皆さん、おはようございます。開会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに第 28 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には早朝よりお揃いでご参集、誠にご苦労さまでございます。

昨日の朝でございましたが、トライやるウィークで中学生の方が、朝放送されておりました。議会の内容についても放送がなされたわけでありますけれども、今年は 189 人、72 事業所で行われたそうでございます。期間は、6 月 1 日から 6 月の 5 日までということで、若干の違いはありますが、役場関係については 66 人、学校関係で 22 人、民間事業所で 101 人の皆さんがトライやるウィークに挑戦されました。これからも、地域のために、この佐用町を守っていくために、頑張って、できるだけ町内において欲しい、そういうふうな気がするわけでありますけれども。

また、今日で 28 回目を迎えるわけでありますが、合併してから、もう約 4 年が来るわけでありまして、今年の 10 月には町長選挙の予定が入っております。

そして、また来年 4 月には、私達議会の改選期もあるわけでありますけれども、28 回、町長が 7 月に臨時議会をという予定をされておりました、そのまま 9 月の定例議会をいたしますと、約 30 回の議会が、4 年の間にされたということになります。1 年平均 7.5 回、約 8 回の議会が開かれたということでございます。非常に合併後活発な議会ができたんじゃないか、このように議長として思って、喜んでおるところでございます。

さて、今期定例会には、人事に関する案件が 3 件、条例に関する案件が 3 件、平成 21 年度各会計補正予算案が 5 件、専決処分の承認が 13 件、請願が 3 件など、27 件が付議されております。

何とぞ、議員各位におかれましてはご精励を賜り、これら諸案件につきまして慎重なる審議を賜り、適切妥当なる結論が得られますようお願いし、開会のあいさつといたします。

町長、あいさつをお願いします。

町長（庵逄典章君） 皆さん、おはようございます。早朝からご苦労様です。

もう今年度も 2 カ月余りが経過いたしました。6 月に入りましたけれども、梅雨入りも、もうそろそろ、間近かと思えます。今年の田植えもですね、少し雨不足、雨が少なくて水不足のような所もあったようですけれども、概ね順調に進んでいるようです。この中頃にはですね、全て終わるんじゃないかというふうに思っております。

先月、5 月はですね、新型のインフルエンザ等の発生、その対策にですね、非常にいろいろと、対策に追われたわけでございますけれども、大きな混乱もなく、完全に、このインフルエンザですから、消滅するわけではないんですけれども、県の方においても知事の安心宣言がなされて、平常に、こうして戻ったということで、一安心をしているところで

ございます。

さて、今議会におきましては、議長、ごあいさついただきましたように、平成 20 年度の最終補正予算、また 21 年度の第 1 回目の補正予算して、国民健康保険の税条例等の改正等、たくさんのまた、議案を提案をさせていただいております。

非常にまあ、これから梅雨に入って蒸し暑くなつて参りますけれども、十分ご審議をいただきまして、適切妥当な結論をいただきますように、よろしくお願い申し上げまして、開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（西岡 正君） ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第 28 回佐用町議会定例会を開会いたします。

なお、今期定例会のため、地方自治法第 121 条の規定により、出席を求めたものは、町長、副町長、教育長、天文台公園長、各課長、各支所長、消防長であります。本日、天文台公園長が欠席届が提出されております。安本参事の代理出席を認めております。

日程に入ります。

日程第 1 . 会議録署名議員の指名

議長（西岡 正君） 日程 1 は会議録署名議員の指名でございます。

会議録署名議員は、会議規則第 114 条の規定により議長より指名をいたします。

6 番、金谷英志君。7 番、松尾文雄君。以上、両君にお願いいたします。

日程第 2 . 会期決定の件

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 2、会期決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は本日 6 月の 9 日から 6 月 25 日までの 17 日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日 6 月 9 日から 6 月 25 日まで 17 日間と決定いたしました。

日程第 3 . 行政報告について

議長（西岡 正君） 日程第 3 に入ります。これより行政報告に入ります。

町長から行政報告を受けます。町長、山田兼三君。ああ、失礼。ごめんなさい。庵造、町長、大変失礼しました。町長、庵造典章君。すいません。

〔町長 庵造典章君 登壇〕

町長（庵造典章君） 失礼します。庵造でございます。よろしくお願いいたします。

議長（西岡 正君） すいません。

町長（庵逄典章君） 行政報告に入らせていただく前にですね、ただ今、岡本事務局長が、前事務局長がですね、事務局長として5年以上の在籍ということで、在職ということで、表彰を受けられました。また、それと同時に西岡議長がですね、議会議長10年以上の在職功労者として表彰を受けられております。それぞれ長年にわたりまして地方自治、また議会の運営にですね、ご尽力賜りましたことに改めてお礼を申し上げたいと思います。本当に、ありがとうございました。ご苦労様でした。

それでは、行政報告をさせていただきます。

まず、この夏のエコスタイルということについて、恒例になっておりますけれども、平成21年度、夏のエコスタイルにおいても兵庫県においては、例年のとおり省エネルギー対策の一層の促進を通じて地球温暖化を防止し、環境と共生するビジネス文化の定着を図るため、夏のエコスタイルが実施されております。本町におきまして、庁舎等の適正冷房温度による省エネルギーの推進を図るため、執務及び会議等におけるノー上着、ノーネクタイの軽装を6月1日から9月30日までの期間、取り組みをいたしますので、議員各位におかれましてはご協力賜りますようお願いを申し上げます。

次に、定額給付金及び子育て応援特別手当の給付状況についてのご報告を申し上げます。

定額給付金の対象者は、2万684人で、世帯数は7,308世帯でございますが、給付の申請手続きをされた方は、5月末で7,017世帯、率にいたしますと96.02パーセントであります。不在や、尋ねどころがないために申請書の配達ができないケース39世帯を含め、291世帯の方が、未だ申請がございません。今後、申請の意思がありながら給付できないケースがないように、町放送、広報、個別のお知らせ等で更に周知をしていきたいというふうに考えております。

子育て応援特別手当は、対象者219人のうち、残り2名の方が、未だ手続きをされておりますが、個別に申請のご案内をさせていただいております。

以上でございます。

続きまして、地域公共交通計画の実施内容についてご報告を申し上げます。佐用町地域公共交通対策協議会では、20年度におきまして、佐用町地域公共交通総合連携計画を策定をいたしました。その計画に基づき、本年度の実施計画については、去る5月25日に協議会において審議をいただいたところであります。本年度実施予定事業の財源は、国の地域公共交通活性化・再生総合事業補助金の活用を考えており、補助金は、法の定めにより協議会に交付されることとなっておりますが、事業の実施主体である町の一般会計に全額を繰り入れ、執行する計画で、今議会におきまして補正予算を提出しておりますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

なお、本年度予定しております事業の概要を申し上げます。

鉄道に関する事業といたしましては、JR姫新線輸送改善事業の継続実施、都市部から流入人口の増加と利用促進を目的として、ハイキングマップの作成、JR播磨徳久、三日月駅前等の駐車場の整備を進めます。

バスに関する事業では、JR三日月駅から播磨科学公園都市への路線バスの実証運行を10月1日の開設を目指し、現在、路線バス事業者と協議を行っております。

また、ウエスト神姫の休止に伴い代替の交通手段の確保を目的に、佐用船越間において11月1日から平日の朝、昼、夕方に3便の代替バスの実証運行を開始する予定でございます。

次に、スクールバスの混乗化について、制度化をし、関係機関と協議を進め、協議が整

ったところから、10月1日を目標に開始をいたします。

外出支援事業では、10月1日から利用対象者の範囲を現行に加え、自ら自動車及びバイク等を運転できない公共交通機関の利用が困難な者が利用できるように範囲を拡大するとともに、老朽化している車両の更新を行います。

また、さよさよサービスの運行を地域に委託する制度も創設をいたします。現段階では未確定ではありますが、現在運行主体において実施に向けて検討をいただいております。

その他、路線バス利用助成事業の継続実施、中国横断自動車道姫路鳥取線の開通にあわせて、佐用平福インターチェンジバスストップの駐車場の整備、タクシー運賃助成事業の継続の実施、高齢者等の免許証自主返納支援事業などの事業を計画をいたしております。

次に、兵庫県が事業主体となって、事業を行っていただいております主な事業についてのご報告を申し上げます。

まず、長年の懸案であります国道179号徳久バイパスにつきましては、22年度の事業着手に向けて、今、鋭意手続きを進めていただいております。22年度事業着手、概ね5年間で完成する予定というふうに聞いております。

次に、国道373号、中上月地区自歩道設置事業につきましては、本年度、踏切地点工事に10月頃工事発注予定であり、全体延長約450メートルの完成は、平成26年度を目指しております。

次に、国道179号、信号の設置でありますけれども、国道179号三日月の祇園橋交差点、また国道373号、県道吉永下徳久線が交差する円光寺橋交差点に十字路に、かねてから地元関係者、関係集落、また小中学校等からも要望がされておりました信号機につきまして、本年度中に設置をしていただく予定というふうに聞いております。

次に、姫路鳥取線、佐用―鳥取間62.3キロにつきましては、本年度末で、大原―西粟倉間8.3キロを除いて供用開始されるということであります。なお、大原―西粟倉間につきましては、用地等の関係で工事が遅れておまして、4、5年遅れるんではないかというふうに聞いております。また、兵庫県における佐用平福インターチェンジの事業につきましては、供用開始に向けて、順調に進捗をしております。

次に、上三河平福線につきましては、1工区は昨年度改良実施済の舗装工事を行い、2工区は未舗装部分の舗装と一部改良工事を行う予定で、3工区は、国道373号から三河方面への歩道設置工事と宮橋付近の用地取得等精力的に取り組んでいただく予定であります。なお、桑野―上三河間は、1.5車線手法で引き続き実施される予定でございます。

次に、県道若桜下三河につきましては、順調良くいけば、平成22年度末には、穴粟下徳久交差点からバイパス3路線まで完成する予定であります。失礼しました。バイパス三叉路まで完成する予定でございます。

次に、河川砂防につきましては、平成21年度時点で工事着手及び計画済みの通常砂防事業が7件。また、急傾斜地崩壊対策事業が5件でございます。

以上をもちまして、行政報告とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 以上で行政報告は終わりましたが、先ほど、議長として、大変失礼な発言がありましたこととお詫び申し上げます。

なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配布いたしており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決します。

日程第４．報告第１号 平成 20 年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告について

議長（西岡 正君）

日程第４、報告第１号であります。

報告第１号、平成 20 年度佐用町繰越明許費繰越計算書について、町長より報告があります。町長、庵逎典章君。

〔町長 庵逎典章君 登壇〕

町長（庵逎典章君）

ただ今、上程をいただきました、報告第１号、平成 20 年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、第 26 回定例議会で承認をいただいております繰越明許費の財源が確定をいたしましたので、ご報告申し上げます。

平成 20 年度佐用町一般会計補正予算（第 5 号）で繰越いたしました、地域活性化・生活対策事業及び団体営ため池等整備事業並びに平成 20 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）で繰越をいたしました、高齢者医療制度円滑運営事業につきまして、順次報告をいたします。

まず、一般会計の総務費、地域活性化・生活対策事業の繰越額は、12 億 1,653 万 7,000 円。財源内訳は、国庫支出金は、7 億 6,604 万 3,000 円で、収入済 15 万 1,000 円。未収入額が 7 億 6,589 万 2,000 円であります。地方債は、4 億 1,720 万円。その他、特定財源 800 万円。一般財源 2,529 万 4,000 円に決定いたしております。

次に、農林水産業費の団体営ため池等整備事業の繰越額は、1,392 万円。財源内訳は、県支出金 555 万円。その他、特定財源 173 万 6,000 円。一般財源、663 万 4,000 円に決定いたしております。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の高齢者医療制度円滑運営事業の繰越額は、336 万円。財源内訳は、国庫支出金 336 万円に決定いたしております。

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定によりご報告を申し上げます。

議長（西岡 正君）

以上で、町長の報告は終わりました。

ただ今議題にしております、報告第 1 号につきましては、6 月 15 日の本会議で質疑を予定いたしておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決します。

日程第 5．承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度佐用町一般会計補正予算 第 6 号 専決第 3 号）

日程第 6．承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算 第 4 号 専決第 4 号）

日程第 7．承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度佐用町老人保健特別会計補正予算 第 4 号 専決第 5 号）

- 日程第 8 . 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算 第 3 号 専決第 6 号）
- 日程第 9 . 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度佐用町介護保険特別会計補正予算 第 4 号 専決第 7 号）
- 日程第 10 . 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算 第 3 号 専決第 8 号）
- 日程第 11 . 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算 第 4 号 専決第 9 号）
- 日程第 12 . 承認第 10 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 第 4 号 専決第 10 号）
- 日程第 13 . 承認第 11 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算 第 4 号 専決第 11 号）
- 日程第 14 . 承認第 12 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算 第 3 号 専決第 12 号）
- 日程第 15 . 承認第 13 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算 第 3 号 専決第 13 号）
- 日程第 16 . 承認第 14 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算 第 3 号 専決第 14 号）
- 日程第 17 . 承認第 15 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算 第 1 号 専決第 15 号）

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 5 ないし日程第 17 について一括議題といたします。
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

承認第 3 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 20 年度佐用町一般会計補正予算、専決第 3 号。

承認第 4 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 20 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算、専決第 4 号。

承認第 5 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 20 年度佐用町老人保健特別会計補正予算、専決第 5 号。

承認第 6 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 20 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算、専決第 6 号。

承認第 7 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 20 年度佐用町介護保険特別会計補正予算、専決第 7 号。

承認第 8 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 20 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算、専決第 8 号。

承認第 9 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 20 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算、専決第 9 号。

承認第 10 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 20 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算、専決第 10 号。

承認第 11 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 20 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算、専決第 11 号。

承認第 12 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 20 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算、専決第 12 号。

承認第 13 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 20 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算、専決第 13 号。

承認第 14 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 20 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算、専決第 14 号。

承認第 15 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 20 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算、専決第 15 号を議題といたします。

承認に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました、承認第 3 号から承認第 15 号、専決処分の承認を求めることについて、一括議題とされましたので順次提案のご説明を申し上げます。

まず承認第 3 号、平成 20 年度佐用町一般会計補正予算（第 6 号）専決第 3 号でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 2,105 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 132 億 8,299 万 8,000 円といたしました。

歳入から主なものをご説明いたします。

町税におきましては、町民税で個人、法人の増額や固定資産税の増額などにより、2,031 万 2,000 円を増額し、総額を 26 億 2,120 万 4,000 円といたしました。

地方譲与税では 267 万 4,000 円を減額、利子割交付金も 823 万円を減額、配当割交付金も 1,073 万 4,000 円を減額、株式譲渡所得割交付金も 407 万 1,000 円を減額、地方消費税交付金についても 56 万 9,000 円を減額いたしました。これらについては、景気の悪化による影響が主な要因かと思われます。

ゴルフ場利用税交付金については、上月カントリークラブの滞納分が納付されたことにより 4,220 万 3,000 円を増額いたしました。

自動車取得税交付金についても 1,908 万 8,000 円を増額をいたしました。

地方交付税については、特別交付税の額が確定をし、2 億 2,250 万円を増額をいたしました。平成 20 年度の特別交付税は 6 億 2,350 万円であります。

交通安全対策特別交付金は 41 万 3,000 円を減額いたしました。交付金等の確定額により調整し、それぞれ増減いたしております。

分担金及び負担金は 936 万円を減額いたしました。主なものといたしましては分担金で、農業費分担金の増などで 127 万 8,000 円を増額、負担金では、にしはりま環境事務組合負担金の精算などで 1,063 万 8,000 円を、減額をいたしました。

使用料及び手数料は 188 万 5,000 円の増額、これは各施設等の使用料や塵芥手数料などの増が主なものでございます。

国庫支出金、県支出金は事業等の精算によりまして計上いたしております。国庫支出金は 2,539 万 3,000 円を減額。県支出金についても 3,572 万 5,000 円を、減額をいたしました。

財産収入は 1,258 万 5,000 円を減額いたしました。

寄付金は 150 万円を増額。

繰入金は 6 万 6,000 円を増額いたしました。

諸収入は 490 万円を減額いたしました。主なものは公団造林受託事業収入などの減でございます。

町債は 7,050 万円を減額。過疎対策事業債、合併特例事業債、臨時地方道整備事業債など事業費精算により減額をいたしました。

次に歳出でございますが、各款共通して人件費、事務経費についての精査を行い不用額の整理をいたしました。

議会費は、不用額の整理によりまして 218 万 9,000 円を、減額をいたしました。

総務費では、電子計算費の機器設定委託料やシステムリース料の精算、情報通信施設費の保守管理委託料、RMP 導入負担金、共聴受信施設撤去事業補助金の精算、賦課徴収費の町税過誤納還付金の精算、農業委員会委員選挙費の精算など、各費目における不用額の整理によりまして、6,863 万 4,000 円を減額をいたしました。

民生費では、国民健康保険特別会計などへの繰出金の調整、後期高齢者医療費・老人医療費・重度障害者医療費・障害福祉サービス費・乳幼児医療費・児童手当などの扶助費、負担金関係経費の精算などにより 1 億 7,331 万 7,000 円を減額をいたしております。

衛生費では、簡易水道事業特別会計などへの繰出金の調整、予防接種・各種健診経費の精算、塵芥処理・し尿処理関係の経費精算により、3,862 万円を、減額をいたしました。

農林水産業費では、農業振興のための各種補助金、中山間地域総合整備事業など各事業経費の精算、林業振興のための委託料、補助金の精算、林道・治山事業の精算などにより、3,621 万 2,000 円を減額をいたしました。

商工費では、笹ヶ丘荘特別会計などへの繰出金の調整や観光案内看板設置関係経費などの精算により、179 万 5,000 円を、減額をいたしました。

土木費では、道路改良・橋梁改良・河川事業などの各事業関係経費の精算や特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰出金の減額などにより、1 億 453 万円を、減額をいたしました。

消防費では、消防団員出動費用弁償の精算や消防自動車維持管理経費などの精算により、677 万 5,000 円を、減額をいたしております。

教育費では、小・中学校の学校管理経費の精算、各種補助金、就学援助費の精算、社会教育・社会体育施設や学校給食センター等の管理経費の精算により、3,834 万 1,000 円を、減額をいたしました。

公債費では、一時借入金の利子の精算により 366 万円を、減額をいたしました。

最後に諸支出金では、財政調整基金への積立金 2 億 4,500 万円、減債基金への積立金 3 億 4,997 万 3,000 円など、5 億 9,512 万 3,000 円を、増額をいたしております。

次に、承認第 4 号、平成 20 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）専決第 4 号についての提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ 6,019 万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 22 億 558 万 7,000 円とするものでございます。

歳入より説明をいたします。

国民健康保険税は 766 万 8,000 円の減額で、主なものは一般被保険者分の医療給付費分現年課税分で 485 万 9,000 円、後期高齢者支援金分現年課税分で 120 万 7,000 円、介護納付金分現年課税分で 161 万 1,000 円がそれぞれ減額。また、退職被保険者分の医療給付費分現年課税分で 207 万 4,000 円、後期高齢者支援金分現年課税分で 52 万 7,000 円、介護納付金分現年課税分で 70 万 8,000 円がそれぞれ増額となっております。

一部負担金は、4,000 円の減額となっております。

使用料及び手数料は督促手数料で、3 万 8,000 円の増額となっております。

国庫支出金は 2,014 万 3,000 円の減額で、主なものは、療養給付費等負担金で、801 万 9,000 円、財政調整交付金で 1,319 万 7,000 円の減額となっております。

県支出金は県財政調整交付金で 902 万 8,000 円の減額となります。

繰入金は、2,353 万 9,000 円の減額で、一般会計繰入金が 634 万 7,000 円、準備基金繰入金が 1,719 万 2,000 円で、それぞれ減額となっています。

繰越金は 1,000 円の減額となります。

諸収入は 15 万 8,000 円の増額で、一般被保険者延滞金で 27 万 2,000 円の増額、雑入では 14 万 9,000 円の減額となっております。

次に歳出についての説明をいたします。

総務費では、不用額を精査し 141 万 2,000 円の減額でございます。

保険給付費は、4,868 万 5,000 円の減額で、主なものは療養諸費で 2,676 万 5,000 円、高額療養費で 2,025 万 2,000 円、出産育児諸費で 79 万円とそれぞれ減額となります。

保健事業費は不用額を精査し 48 万 5,000 円の減額であります。

諸支出金では 25 万 8,000 円の減額でございます。

予備費におきまして、不用額 935 万円を減額をいたしました。

以上が、国民健康保険特別会計補正予算の概要でございます。

次に、承認第 5 号、平成 20 年度佐用町老人保健特別会計補正予算（第 4 号）について、提案のご説明を申し上げます。

本予算の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,518 万 4,000 円を減額し、予算の総額を 3 億 911 万 2,000 円とするものであります。本会計の補正につきましては、いずれも医療費の確定によるもので、実績に合わせて、計上させていただいております。

国庫支出金で 385 万 5,000 円を、繰入金では、一般会計よりの繰入金 1,132 万 9,000 円を、減額するものであります。

続いて歳出の説明を申し上げます。

医療諸費において、医療費の確定により 1,481 万 5,000 円を減額、諸支出金では、過年度分の精算による返還金として 36 万 9,000 円を減額致しました。

以上、簡単でございますが老人保健特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第 6 号、平成 20 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）についてのご説明を申し上げます。

本予算の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,630 万 7,000 円を減額し、予算の総額を 2 億 4,605 万円とするものであります。本会計の補正につきましては、いずれも兵庫県の広域連合による医療費の確定によるもので、実績に合わせて、計上させていただいております。

まず、歳入よりご説明をいたします。

後期高齢者医療保険料におきまして、年度途中の保険料軽減処置などの結果 970 万円を、県広域連合からの補助金 50 万 5,000 円を、繰入金においては、一般会計よりの繰入金 631 万 8,000 円を減額し、諸収入において特別対策補助金として広域連合より配分を受けました 21 万 2,000 円を追加しております。

続いて歳出の説明を申し上げます。

総務費において、印刷製本費及び郵送料等の精査により 136 万 7,000 円を。保健事業費において検診受診者の確定により 278 万円を。広域連合負担金では、保険料減額分の 970 万円及び広域連合事務経費の分賦金 246 万円の合計 1,216 万円を減額をいたしました。

以上で、簡単でございますが、創設初年度の後期高齢者医療特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第 7 号、平成 20 年度佐用町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）専決第 7 号についての提案のご説明を申し上げます。

専決いたしました内容は、事業勘定については、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳

出それぞれ 1,748 万 4,000 円を減額し、予算総額を 17 億 6,930 万 1,000 円とし、サービス事業勘定については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 万 5,000 円を追加し、予算総額を 922 万 4,000 円といたしました。

まず、事業勘定については、歳出におきまして、総務費 430 万 6,000 円の減額は、総務管理費 394 万 2,000 円、介護認定審査会費 35 万 8,000 円、運営委員会費 6,000 円のそれぞれの不用額でございます。

保険給付費 1,064 万 2,000 円の減額は、各種サービスの確定による介護サービス等諸費 904 万 2,000 円、支援サービス等諸費 104 万 5,000 円、高額介護サービス等費 24 万 5,000 円、特定入所者介護サービス等費 30 万 8,000 円、高額医療合算介護サービス等費 2,000 円のそれぞれの不用額でございます。

地域支援事業費 51 万 9,000 円の減額は、介護予防事業費 8 万円、包括的支援事業費 2 万 1,000 円、任意事業費 41 万 8,000 円のそれぞれの不用額でございます。

諸支出金では、諸支出金 1 万 7,000 円の減額は償還金及び還付加算金の不用額でございます。

また、予備費につきましては、200 万円を減額いたしております。

続きまして、歳入におきまして保険料 53 万 3,000 円の減額は、第 1 号被保険者保険料の減収額でございます。

使用料及び手数料については、督促手数料 8,000 円を増額いたしております。

国庫支出金 67 万 1,000 円を増額、支払基金交付金 1,000 円、県支出金 4,000 円の減額はそれぞれの負担金等の交付決定により行なったものでございます。

繰入金 1,773 万 6,000 円の減額は、事業完了による一般会計からの繰入金 574 万 1,000 円、介護給付費準備基金からの繰入金 1,199 万 5,000 円のそれぞれの減額でございます。

諸収入は、11 万 1,000 円を増額いたしております。

次にサービス事業勘定につきましては、歳出で居宅サービス事業費 3 万 3,000 円の減額、事業完了による一般会計への繰出金 6 万 8,000 円を増額、歳入では予防給付費収入 3 万 5,000 円を増額でございます。

以上、介護保険特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第 8 号、平成 20 年度 佐用町朝霧園特別会計補正予算（第 3 号）についてのご説明を申し上げます。

本予算の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 330 万 6,000 円を減額し、予算の総額を 1 億 2,535 万 3,000 円とするものであります。本会計の補正予算につきましては、いずれも事業の終了及び確定によるもので、実績に合わせて、計上させていただきました。

まず、歳入よりご説明申し上げます。

事業収入において 5 万 2,000 円を減額し、繰入金では、一般会計よりの繰入金 357 万 3,000 円を減額、諸収入では受託事業収入などで 32 万円を追加するものであります。

続いて歳出の説明を申し上げます。

老人ホーム費では、人件費等の確定、入所者の異動等による給食材料費の減額、また施設の維持管理費の精査などにより 326 万 6,000 円を減額し、予備費においても不要となったため 4 万円を減額いたしております。

以上で、朝霧園特別会計の補正予算の提案説明とさせていただきます。

次に、承認第 9 号、平成 20 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）専決第 9 号についての提案のご説明を申し上げます。

まず、第 1 条において、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ 1,690 万 7,000 円を減額し、歳入歳出の総額を 9 億 2,682 万 8,000 円といたしました。

それでは、歳入からご説明を申し上げます。

分担金及び負担金については、加入負担金 60 万円を追加し、工事負担金 20 万 3,000 円を減額いたしました。

使用料及び手数料については、現年度分について、水使用料金を 330 万円減額し、水道料金滞納繰越分の収納状況を勘案して 9 万 4,000 円を追加いたしました。

国庫補助金については、補助金額確定により、簡易水道補助金 259 万 4,000 円を、追加をいたしました。

一般会計繰入金につきましては、財源調整等により 1,233 万 3,000 円を、減額をいたしました。

諸収入においては、町有建物災害等共済金及び水道管移設補償費 402 万 8,000 円を減額をいたしました。

町債においては、中央監視制御システム整備事業にかかる簡易水道事業債を 30 万円減額をいたしました。

次に歳出の説明をいたします。

一般管理費については、人件費、需用費及び役務費等決算見込みにより 64 万 9,000 円を減額し、現場管理費においては、各簡易水道施設の維持管理経費を調整し、所要の補正を行い、需用費では、416 万 8,000 円、委託料 113 万円、工事請負費 893 万円、原材料費 76 万 9,000 円をそれぞれ不用額として減額し、役務費 22 万 2,000 円を追加をいたしました。建設改良費においては、工事請負金不用額 150 万円を減額し、県簡易水道協会負担金 1 万 7,000 円を追加をいたしました。

また、公債費の財源を特定財源から一般財源に変更をいたしました。

以上、平成 20 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

次に、承認第 10 号、佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）専決第 10 号につきまして、提案のご説明を申し上げます。

この予算は、第 1 条で歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、960 万円を減額し、9 億 6,557 万 8,000 円と定めております。今回の補正は、使用料収入及び事業費の確定によるもので、実績にあわせての専決処分をさせていただいています。

まず、歳入の主な補正の概要から申し上げます。

分担金及び負担金の 17 万 5,000 円の減額は、新規加入負担金 1 件の追加と工事負担金の実績による減であり、使用料の 174 万円の追加は、下水道使用料収入と滞納使用料の徴収増であり、一般会計繰入金 1,122 万 5,000 円の減額は、歳出の減を含めて調整をいたしております。

次に歳出の補正の主な概要を説明を申し上げます。

現場管理費の 512 万円の減額は、ポンプ等の故障対応の委託料、污水管路の緊急修繕等の経費の不用額で、建設改良費の 343 万 5,000 円の減額の主な内容は、佐用地区雨水排水工事の完了に伴う工事請負費 220 万円の減額等であり、予備費 49 万 8,000 円を減額いたしております。

以上で、佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の提案説明とさせていただきます。

次に、承認第 11 号、佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算（第 4 号）専決第 11 号についての提案のご説明を申し上げます。

この予算は、第 1 条で歳入歳出予算の総額から、歳入歳出、それぞれ、532 万 5,000 円を減額し、歳入歳出の予算総額を 3 億 9,436 万 8,000 円と定めております。今回の補正は、収入及び事業費の確定によるもので、実績にあわせての専決補正をさせていただいております。

まず、歳入からの説明をいたします。

分担金及び負担金の実績で 100 万円減額し、使用料及び手数料を使用料の収入実績により、157 万円増額し、一般会計繰入金は、歳出の減を含めて 589 万 7,000 円の減額補正といたしております。

次に歳出であります。浄化槽管理費では、浄化槽の維持管理の実績による不用額 291 万 9,000 円を減額し、農業集落排水施設管理費においても、非常時の故障修繕等の対策費用を施工実績減等により、190 万 6,000 円を減額し、予備費の不用額 50 万円を減額いたしております。

以上で、佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算（第 4 号）の提案説明とさせていただきます。

次に、承認第 12 号、平成 20 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算（第 3 号）専決第 12 号について提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入に県指定管理料の追加による予算調整をし、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 89 万 1,000 円を増額し、歳入歳出の総額を 3 億 2,810 万 3,000 円とするものでございます。

まず、歳入よりご説明申し上げます。

県支出金で 112 万 5,000 円を増額し、使用料及び手数料、繰入金、諸収入におきましては、合計 23 万 4,000 円を減額するものでございます。

歳出では、天文台公園運営費で 134 万 3,000 円を増額し、社会教育総務費で 21 万 3,000 円、グループ用ロッジ運営費で 23 万 9,000 円の減額をするものでございます。

以上、簡単でございますが、西はりま天文台公園特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第 13 号、平成 20 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算（第 3 号）専決第 13 号につきまして、提案のご説明を申し上げます。

専決いたしました内容は、既定の歳入歳出予算から、歳入歳出それぞれ 754 万 1,000 円を減額し、予算総額を 1 億 1,045 万 4,000 円といたしております。

補正の内容は、まず歳入につきまして、収入見込みにより笹ヶ丘荘事業収入の使用料 776 万円、交流会館事業収入の使用料 23 万 4,000 円、雑入 4 万 7,000 円を減額し、一般会計繰入金 50 万円を増額いたしております。

歳出につきましては、笹ヶ丘荘管理運営費 630 万 1,000 円の減額で、その主なものは、賃金 98 万 5,000 円、需用費 256 万 2,000 円、役務費 35 万 8,000 円、委託料 43 万 8,000 円、使用料及び賃借料 32 万 9,000 円、備品購入費 80 万円、公課費 66 万 6,000 円等の不用額と交流会館管理運営費 124 万円の減額で交流会館・交流体験施設の管理のための賃金 24 万 3,000 円、需用費 42 万 7,000 円、役務費 13 万 6,000 円、委託料 18 万円、備品購入費 20 万円等の不用額でございます。

以上が、平成 20 年度の笹ヶ丘荘特別会計補正予算の概要でございます。

次に、承認第 14 号 平成 20 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算（第 3 号）専決第 14 号について提案のご説明を申し上げます。

専決いたしました内容は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 152 万円を減額し、予算総額を 2,340 万 5,000 円といたしております。

補正の主な理由は、当該年度の歯科保健事業完了によるものでありまして、まず、歳入におきまして、総務管理費で 77 万 4,000 円、医業費で 74 万 6,000 円、それぞれの不用額でございます。

また、歳入におきまして、保険診療収入を 4 万 4,000 円、一般会計繰入金を 150 万円それぞれの減額し、歯ブラシ売上料を 2 万 5,000 円増額いたしております。

以上、簡単でございますが歯科保健特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

す。

次に、承認第 15 号、平成 20 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）専決第 15 号につきましての提案のご説明を申し上げます。

専決いたしました内容は、既定の歳入歳出から、歳入歳出それぞれ 2,819 万 8,000 円を減額し、予算総額を 761 万 9,000 円といたしております。

補正の内容は、まず歳入につきまして、財産収入 2,940 万円の減額の主なものは、広山団地等の未分譲地 5 区画の不動産売払い収入減 2,935 万円及び利子及び配当金 5 万円でございます。

繰越金 120 万 2,000 円の増額は、平成 19 年度の繰越額であります。

歳出につきましては、宅地造成費 2,818 万円の減額で、基金積立金を予定をしておりました不動産売払収入を歳入において基金繰入金と相殺したための不用額と宅地造成総務費 44 万 3,000 円の減額でございます。

以上で 13 件の専決補正予算を一括してご説明を申し上げました。何とぞご承認を賜りますようお願いを申し上げて、終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 承認第 3 号から承認第 15 号について、当局の説明が終わりました。

ただ今議題にしております、承認第 3 号から承認第 15 号につきましては、6 月 15 日の本会議で質疑を予定いたしておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決します。

日程第 18．議案第 57 号 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律日程等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 18、議案第 57 号、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程いただきました議案第 57 号、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてのご説明を申し上げます。

この条例は、人事院の平成 20 年 8 月の職員の勤務時間の改定等に関する勧告に鑑み、本町におきましても同様の措置を講じようとするものでございますが、本町におきましては、勤務時間条例等の改正に加え、行政運営の効率化と住民サービスの向上のために、次の 2 つの業務について改善を図ることといたしております。

まず、1 つ目は、日直体制の強化とその業務の効率化でございますが、現在、本庁と各支所で各 1 名の職員の計 4 名の体制で日直業務に当たらせているところでございますが、その日直業務を本庁に集中させ、本庁に職員 2 名・シルバー人材センターからの派遣の方

1名の計3名でその業務に当たらせることといたしております。

2つ目は、本庁の窓口証明業務に当たらせる時間を、現在より30分延長し午後6時までとし、住民課と税務課において窓口証明業務を行なわせることといたしております。

これら、行政運営の効率化と住民サービスの向上のための措置につきましては、今日、ご提案申し上げます関係法令の一部改正に伴います関係条例等の整理条例の施行とあわせて、この7月1日から実施することと考えておりますので、ご理解賜りますように、お願いを申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にいたしております、議案第57号につきましては、6月25日の本会議最終日に質疑を予定いたしておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決します。

日程第19． 議案第58号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第19、議案第58号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第58号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、賦課期日後の第1号被保険者の資格取得、喪失等における保険料の端数処理を改めるものでございます。これは、介護保険料の第4段階、特例の方が、賦課期日後に資格取得、喪失等あった場合に月割賦課によって保険料が不公平になるため端数処理を改めるものでございます。

以上、ご承認賜りますようお願いを申し上げて説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にいたしております、議案第58号につきましては、6月25日の本会議最終日に質疑を予定いたしておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 異議なしと認めます。よってそのように決します。

ここで暫く休憩をいたします。あの時計で40分まで、10時40分まで休憩したいと思います。

午前 10 時 26 分 休憩

午前 10 時 40 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き、休憩前に引き続き審議に入ります。

日程第 20 . 議案第 59 号 平成 21 年度佐用町一般会計補正予算案（第 1 号）の提出について

日程第 21 . 議案第 60 号 平成 21 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について

日程第 22 . 議案第 61 号 平成 21 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について

日程第 23 . 議案第 62 号 平成 21 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について

日程第 24 . 議案第 63 号 平成 21 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 20 ないし日程第 24 については一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

議案第 59 号、平成 21 年度佐用町一般会計補正予算案（第 1 号）の提出について。

議案第 60 号、平成 21 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について。

議案第 61 号、平成 21 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について。

議案第 62 号、平成 21 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について。

議案第 63 号、平成 21 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程いただきました議案第 59 号から議案第 63 号につきまして一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 59 号、佐用町一般会計補正予算（第 1 号）からご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 1,770 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 120 億 4,482 万 6,000 円に改めるものでございます。

それでは、歳入から説明いたします。

県支出金は、厳しい雇用情勢に鑑み設置された、地域の雇用再生のための基金事業の補助金である、ふるさと雇用再生基金事業補助金 588 万円と消費生活相談窓口の機能強化などを図るために設置された基金事業の消費者行政活性化事業補助金 100 万 4,000 円、合わ

せて 688 万 4,000 円を増額いたしました。

寄付金については、財団法人兵庫県自治協会が本年 3 月末で解散したことに伴い、出捐金相当分の寄付を受けるために、48 万円を、増額をいたしました。

繰入金は、老人保健特別会計からの繰入金 524 万 2,000 円と今回の補正財源として、財政調整基金からの繰入金 2,549 万 7,000 円を、増額をいたしました。

諸収入は、地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金 1,680 万 3,000 円増額と、商工会マスコットキャラクターの制作を予定していた、活力ある地域づくり支援事業が不採択になったために、300 万円を、減額をいたしました。

町債は、佐用保育園・子育て支援センター建設にかかる事業費増加により、施設整備事業債 690 万円と合併特例事業債 2,190 万円の増額と中山間地域総合整備事業などの増加により、合併特例事業債 3,700 万円を、増額をいたしました。

次に歳出についてご説明をいたします。

総務費では、コミュニティバス運行業務委託料の増額や備品購入費の組み替えなどで、565 万円を追加計上をいたしました。

民生費は、さよさよサービスの車両購入費 3 台分の増額、けんこうの里の温泉水くみ上げポンプ修繕経費や佐用保育園・子育て支援センター建設工事費の追加などで、5,045 万 7,000 円を追加計上をいたしました。

衛生費では、簡易水道事業特別会計への繰出金、142 万 9,000 円を追加計上いたしました。

農林水産業費では、中山間地域総合整備事業などの財源変更と緊急雇用対策事業としての、臨時職員賃金 112 万 6,000 円を、追加計上をいたしました。

商工費では、商工総務費において、消費者行政活性化事業の経費として、100 万 4,000 円を増額。観光費において、緊急雇用対策事業として、笹ヶ丘公園清掃業務委託料 76 万 2,000 円、ふるさと雇用再生事業として、588 万円を追加計上。活力ある地域づくり支援事業は不採択となったため、300 万円の減額など、全体では 464 万 6,000 円を追加計上いたしました。

土木費では、特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰出金 4,741 万 1,000 円を追加計上いたしました。

消防費では、災害対策費で新型インフルエンザ対策として、防護服、マスク、消毒液などの購入経費 100 万 5,000 円を追加計上いたしました。

教育費は、学校給食センター建設予定地の埋蔵文化財調査関係の経費 579 万 5,000 円の追加や理科おもしろ事業予算の組み替え、修繕料の追加などで、598 万円を追加計上いたしました。

次に 3 ページ、第 2 表地方債補正であります。児童福祉施設整備事業、農業生産基盤整備事業及び通学対策事業において予定しておりました借り入れ限度額を、補正後の表のとおり変更しようとするものでございます。

以上簡単でございますが、一般会計補正予算の概要の説明とさせていただきます。

次に、議案第 60 号、佐用町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）の提案の説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 801 万 7,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 1,933 万円に改めるものでございます。

歳入からご説明いたします。

歳入、繰入金は、医療費の過年度精算分として一般会計から 277 万 6,000 円を追加繰り入れをいたしました。

諸収入では、交通事故による損害賠償金として、第三者納付金を 524 万 1,000 円増額い

たしました。

次に歳出について説明いたします。

医療諸費では、第三者行為求償事務に係る審査手数料を 27 万 6,000 円を追加計上いたしました。

諸支出金は、平成 20 年度分の医療費精算による補助金返還金として 249 万 9,000 円と第三者行為分の医療費 524 万 2,000 円を一般会計への繰入金として追加計上いたしました。

以上簡単ですが、老人保健特別会計補正予算の提案の説明といたします。

次に、議案第 61 号、佐用町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の提案説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,682 万 9,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 10 億 820 万 1,000 円に改めるものでございます。

それでは、歳入から説明をさせていただきます。

繰入金は、一般会計からの繰入金を 142 万 9,000 円増額いたします。

町債では、学校給食センター建設に伴う給水工事に係る、簡易水道事業債を 4,540 万円増額いたしました。

歳出では、簡易水道事業費の管理費において、工事費積算に必要な電算システム設定委託料と積算システム用のパソコン購入費として、135 万円を追加計上いたしました。

建設改良費では、学校給食センター建設に伴う給水工事費と設計委託料 4,547 万 9,000 円を追加計上いたしました。

1 ページの第 2 表地方債補正は、学校給食センター建設工事に関連する水道工事分を地方債で予定するため、借り入れ限度額を補正後のとおり変更しようとするものでございます。

以上簡単でございますが、簡易水道事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 62 号、佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の提案の説明をさせていただきます。

今回の補正は、学校給食センター建設工事に関連するものが主なものでございまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,781 万 1,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 9 億 7,591 万 9,000 円に改めるものでございます。

それでは、歳入から説明させていただきます。

繰入金は、一般会計からの繰入金を 4,741 万 1,000 円、増額をいたしました。

町債は、学校給食センター建設に伴う下水道整備工事に係る、公共下水道事業債 3,040 万円を、増額をいたしました。

歳出では、建設改良費で管渠敷設工事、近隣施設のつなぎ込み工事などの工事費 6,400 万円やそれに伴う設計委託料などを合わせて、7,781 万 1,000 円を追加計上いたしました。

1 ページの第 2 表地方債補正では、学校給食センター建設工事に関連する下水道工事費を地方債で予定するために、借り入れ限度額を補正後のとおりに変更しようとするものでございます。

以上で、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

最後に、議案第 63 号、佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算（第 1 号）の提案の説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 113 万 8,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 1 億 9,724 万 9,000 円に改めるものでございます。

歳入では、県支出金で運営費委託金 113 万 8,000 円を増額いたしました。

歳出では、天文台公園運営費において、世界天文年教育シンポジウムに係る経費や電気室屋根修繕料、赤外線望遠鏡展示案内板工事の経費など 113 万 8,000 円を追加計上いたしました。

以上簡単でございますが、西はりま天文台公園特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

議案第 59 号から議案第 63 号までの補正予算について、説明申し上げました。十分ご審議の上ご承認賜りますように、お願いを申し上げまして提案の説明を終わらせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にいたしております、議案第 59 号から議案第 63 号につきましては、6 月 25 日の本会議最終日に質疑を予定いたしておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決します。

日程第 25．議案第 64 号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 日程第 25、議案第 64 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました、議案第 64 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

第 2 条では、介護納付金課税の限度額について、法改正により 9 万円を 10 万円に改正するものでございます。

第 3 条では、国民健康保険の被保険者に係る所得割額を、100 分の 4.8 を、100 分の 5.6 に改正をしております。

第 5 条では、被保険者均等割額を、1 人について 1 万 5,400 円から 1 万 7,500 円に改正をしようとするものでございます。

第 5 条の 2 では、世帯別平等割額で、特定世帯以外の世帯を、1 万 8,300 円から、1 万 9,300 円に、特定世帯では、9,150 円から、9,650 円に改正をしようとするものであります。

第 23 条では、減額について、介護納付金課税限度額の 9 万円を 10 万円に、所得に応じた軽減措置は、1 人当たりの均等割額と、世帯平等割について行われるもので、所得により、それぞれ 7 割、5 割、2 割の軽減を行うものであり、それに対応する額の改正を行っております。

第 23 条第 3 項は、法改正により、2 割軽減について、申請による軽減の手続が不要となったための、削除となっております。

以上、国民健康保険税条例の主な改正点でございますが、平成 18 年度に合併による税

率調整を行い、以降３年間、税率の引上げは、改正は行っておりませんでしたけれども、佐用町の国保会計は、昨年度からの後期高齢者医療制度の創設による、国保加入世帯数及び被保険者数の減少と、一方医療費の伸びは医療技術の高度化に伴う保険給付費の増大、さらに近年の経済不況による課税所得が伸び悩むなど、極めて厳しい財政運営を強いられております。

平成 20 年度の決算見込みにおいても、基金の繰入をしなければならない状況でありまして、また、21 年度においては医療給付費精算の返還金もあることから、基金の残額も、ほとんどなくなる状況になっております。

今後も、高齢化の進行により保険給付費の増大、反面、経済不況の時期にあって、保険税収入の確保は一段と厳しくなっておりますが、今回の改正は、急激な保険税の引き上げを避けるために、かつてはなかった一般会計からの法定外繰り入れを考慮しながらの改正でありまして、将来にわたり、安定的で持続可能な国保会計の維持をしていくために必要なことですので、ご理解をいただき、ご承認をいただきますように、お願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

議案第 64 号は、厚生常任委員会に付託を予定しておりますが、本件につきましてはこれより質疑を行います。委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。ございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） 委員会付託やね。はい。

まず、これの、国保税改正による世帯別平均額の引き上げ、どの程度見ておられるのか。この点をお伺いしておきます。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 単純に、全保険税を世帯数で割りますと、約 7,000 円ぐらいの引き上げになっております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） うん、平均 7,000 円ということで、だから、平均、率としては、何パーセントアップになります。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 保険税の率でしょうか。

21 番（鍋島裕文君） そうです。

住民課長（木村佳都男君） ちょっと、お待ちください。

前年、20 年度の本算処理時点から 21 年度の現在税率改正をした部分での、単純な年間金額、税額の比率で見ますと、110 パーセントになっております。

〔鍋島「110 パーセントね、（聴取不能）」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

21 番（鍋島裕文君） はい、分かりました。

議長（西岡 正君） 他に。

ないようですから、質疑を終結いたします。

ただ今、議題になっています、議案第 64 号は、会議規則第 37 条の規定により、厚生常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 64 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 26 . 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 27 . 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 28 . 諮問第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長(西岡 正君) 日程第 26 ないし日程第 28 については一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

諮問第 3 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

諮問第 4 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、一括上程をいただきました、諮問第 2 号から第 4 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして提案のご説明を申し上げます。

まず、諮問第 2 号については、現在人権擁護委員としてご活躍をいただいております、佐用町福吉 289 番地、竹花正之氏の任期が、本年 9 月 30 日をもって満了となるため、引き続き人権擁護委員に就任いただきたく、候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 号の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

次に、諮問第 3 号につきましても、現在人権擁護委員としてご活躍をいただいております、佐用町下本郷 17 番地 屋部光崇氏の任期が、本年 12 月 31 日をもって満了となるため、引き続き人権擁護委員に就任いただきたく、候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 号の規定により、議会の意見を求めるものであります。

また、諮問第 4 号につきましては、現在、佐用町人権擁護委員は合併以来 10 名でご活躍をいただいておりますが、このたび法務局より人権擁護委員の活性化の方策として委員定数の増員配分が承認をされました。つきましては、合併前に一名減員となっておりました南光地域より、佐用町中島 951 番地 2、三木由喜美氏を人権擁護委員に就任いただきたく、候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 号の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上、ご同意いただきますように、お願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にいたしております、諮問第 2 号ないし諮問第 4 号につきましては、6 月 15 日の本会議で採決を予定いたしておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

日程第 29 . 請願第 2 号 佐用町議会議員定数の削減を求める請願について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 29 に移ります。

請願についてであります。今期定例会に請願 3 件を受理いたしております。

まず請願第 2 号、佐用町議会議員の定数の削減を求める請願についてを議題といたします。

請願に対する紹介議員の説明を求めます。14 番、矢内作夫君。

〔14 番 矢内作夫君 登壇〕

14 番（矢内作夫君） それでは、請願について説明をさせていただきます。

請願の趣旨につきましては、請願文書表にありますように、佐用町議会議員の定数を 4 名削減し、条例定数を 16 名に定め、平成 22 年の町議会議員選挙から施行することを請願します。という、このとおりの趣旨であります。

請願の代表者なんですが、佐用町上本郷 316、坂口 栄氏。下三河 528 の 1、嶋本昭彦氏。力万 555 の 1、古本明生氏。庵 626 の 2、大谷和廣氏。この 4 人の方より紹介議員の申請をいただきました。

理由につきましては、署名活動に使われました文章を読み上げ、説明に代えたいという

ふうに思いますので、よろしくお願いします。

佐用町民の皆様へということで、削減に対する紙が、署名活動の紙が回っております。それによりますと、近隣市町村で、議員削減が断行されている昨今、佐用町においても、現在議員定数 22 名のところ 20 名へと削減されました。しかし、景気低迷による町の税収の減収等、町の財政は厳しく、行政改革はまったなしの状況であります。住民意識の高まりとともに行政に対する要望も多様なものがあり、行政経費のさらなる削減が望まれています。

行政の抜本的改革に向け佐用町議会議員におきましても、率先をして定数の削減を図ることは議会として取り組むべき行政改革の第一歩であり、合理的な議会運営を目指し議会議員自らの範を示さなければなりません。そこで定数適正化調査特別委員会を設置し、さらなる調査研究を重ね検討されている中、今回の選挙においては、最低でも議員定数を 16 名に削減しなければ、町の財政改善は勿論、町民の皆様に対して理解が得られないのではないかという意見が出ております。しかし、この意見に対し、反対議員が多いとも聞き、私達は、佐用町のため、町民のため、定数削減を推進している議員の方々とともに、議員定数の更なる削減に努力したいと思います。

よって皆様に議員定数削減を呼びかけ、実現するために、このほど、皆様の署名をもって佐用町議会に請願したいと思います。賛同される方は、是非、署名捺印をお願いします。ということで、回られたようであります。

このような形の中で、有権者 1 万 7,000 人中、4,725 名の署名捺印をもって、紹介議員の依頼を受け、私の考え方、現在までの主張とも一致いたしましたので、旧町時代より、このことについて共に行動して参りました岡本安夫議員と共に紹介議員として名を連ねました。

この定数問題には、それぞれ各議員、いろいろな考え方を持たれていることは、よく承知をいたしております。しかし、今回、このような形で、町民の皆様から、請願が挙がってきたことは、これを民意として受け取るか、受け取らないかということであろうというふうに思います。

先日、多可町に全員で研修に行かせていただきました。多可町でも、いろいろな考え方が、それぞれの議員であったようでありますが、最終的には、共産党議員も含め、全員賛成で可決されたとお聞きをいたしました。しっかりと議論いただき、請願の趣旨にあった結論を導いていただきますよう、お願いをし、説明に代えたいというふうに思います。よろしくお願いします。

議長（西岡 正君） 請願第 2 号に対する紹介議員の説明は終わりました。

ここで、委員会に付託については、お諮りしたいと思います。ただ今、議題となっております、請願第 2 号は、会議規則第 87 条の規定により、議員定数適正化調査特別委員会に付託することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、請願第 2 号、佐用町議会議員の定数の削減を求める請願については、議員定数適正化調査特別委員会に付託することに決定いたしました。

議長（西岡 正君） 日程第 30 に入ります。

請願第 3 号、次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件については、会議規則第 87 条の規定により、委員会の付託を省略して、ただちに審議に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

請願第 3 号、次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件を議題といたします。

請願に対する紹介議員の説明を求めます。17 番、山田弘治君。

〔17 番 山田弘治君 登壇〕

17 番（山田弘治君） ただ今、議題となりました、次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願につきまして、若干、内容説明をさせていただきたいと思います。

子ども達に豊かな教育を保障することは、社会基盤作りにとって極めて重要なことでもあります。

多くの都道府県で、児童生徒の実態に応じ、きめ細かな対応ができるようにするために、少人数教育が実施されております。保護者や子ども達から大変有益であると評価をされております。

しかし、義務教育費国庫負担金の負担割合が 2 分の 1 から 3 分の 1 に縮小されたことや、地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体独自に少人数教育を一層推進することに限界があり、学校施設などを含めて教育条件の地域間格差も広がりつつあります。一方、就学援助受給者の増大に現れているように、低所得者層の拡大・固定化が進んでおります。

自治体の財政力や保護者の家計の違いによって、セーフティーネットとして子ども達が受ける教育水準に格差があってはなりません。

日本の教育予算は、GDP 比に占める教育費の割合、教員 1 人当たりの児童生徒などに見られるように、OECD 諸国に比べて脆弱と言わざるを得ません。

教育予算は、未来への先行投資であり、子ども達が、どこに生まれ育ったとしても、等しく良質な教育が受けられることは、憲法の保障するところであります。

そのため、教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させる必要があります。こうした理由から、次の事項の実現について、地方自治法 99 条の規定に基づき、国の関係機関へ意見書を出していただくようお願い、要請をするものであります。

1、きめ細かい教育の実現のため、第 8 次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を実施すること。また、自然減を上回る教職員定数の削減を行うことなく、学校現場に必要な教職員の人員・人材を確保すること。

2、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上の項目について、政府等関係機関に対し、意見書を提出することにご理解をいただき、採択に同意いただきますようお願い申し上げ、説明といたします。

議長（西岡 正君） 請願第 3 号に対する紹介議員の説明は終わりました。

ただ今議題にいたしております、請願第 3 号につきましては、6 月 15 日の本会議で質疑を予定いたしておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議ないと認めます。よってそのように決めます。

日程第 31 . 請願第 4 号 「農地法の一部を改正する法律案」を廃案にすること

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 31 に入ります。

請願第 4 号、農地法の一部を改正する法律案を廃案にすることについては、会議規則第 87 条の規定により委員会の付託を省略して、直ちに審議に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

請願第 4 号、農地法の一部を改正する法律案を廃案にすることを議題といたします。

請願に対する紹介議員の説明を求めます。5 番、笹田鈴香君。

〔 5 番 笹田鈴香君 登壇 〕

5 番（笹田鈴香君） 5 番、笹田鈴香でございます。

農地法の一部を改正する法律案を廃案にする請願書の提案説明をさせていただきますが、この請願書を提出する時点の 6 月 1 日は、未だ、参議院は成立していなかったもので、今後、どうなるかは、分かりませんが、参議院が可決をしたとしまして、また、しなくても、一応廃止と、廃案を廃止ということにさせていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、説明に入ります。

4 月 30 日に、衆院農水委員会の衆院本会議で、与党と民主党の協議によって、法案が一部修正され可決されました。

修正では、宣言案の第 1 条、法律の目的にあった農地を効率的に利用する者による農地についての権利の取得を促進するなど、記述を書き換え、耕作者自らによる農地の所有が果たしている重要な役割をも、踏まえつつ、農地を効率的に利用する耕作者による地域と調和に配慮。耕作者の地位の安定などの文書を挿入しました。しかし、耕作者主義の核心である、農地は、耕作者自らが所有することを最も適当であるという条文は削除されたままであり、修正案にある耕作者とは、大企業や多国籍企業も含む懸念が残ります。

また、大企業などへの農地、貸し出しの自由化に当たって、法人、企業の業務執行役員のうち 1 人以上が農業に常時従事すること。貸し出しの許可に当たって、農業委員が市町村長に通知することが義務付けられ、市町村長が意見を述べるができることが付け加えられました。これらは、ないよりはましですが、企業参入の弊害を解消するものにはなりません。

賃貸借期間は、現行では 20 年ですが、それを 50 年にすることや、標準小作制度の廃止に修正はされていません。

国民の食糧を確保するために政府は、戦後の農地改法によって確立された耕作者主義に基づいて家族経営を支援するというのが、戦後農政の枠組みでした。

今日、耕作放棄地の広がり方が問題になっていることは事実ですが、その原因は、現在の農地法にあるのではなく、ましてや、農民の努力の欠如にあるのでもありません。農産物の輸入自由化や市場原理等によって、営農の継続が困難にされたためであり、農政の結果にほかなりません。家族経営を否定し、国民の食糧生産と農業の担い手を利潤第一の企業に肩代わりさせることは、農家の経営と集落の共同の基盤を破壊し、そして何よりも農業の持続性を危うくするものです。

今、必要なのは、国際的な食糧需給のひっ迫の対応した食糧自給率を向上させる農政であり、農家が、営農を継続し生活できる展望をもたらす施策です。そして、地域をあげて耕作放棄地を解消する努力に対する支援を抜本的に強化することにあると考えます。

農地法の改悪を強く主張し指導しているのは、財界であることに、今回の改悪本質が現れています。財界の主張に沿って耕作者主義を削除して大企業の農地支配を許すことになる、今回の、この農地法の改悪案は、農業はもとより日本の将来に重大な禍根を残すものであり、廃止を強く求めます。

日本の農地、また佐用町の農地を守るためにも、是非、皆さんの賛同を得まして、各政府機関に意見書を挙げていただきますようお願いいたします。これで説明を終わります。

議長（西岡 正君） 請願第 4 号に対する紹介議員の説明は終わりました。

ただ今議題にいたしております、請願第 4 号につきましては、6 月 15 日の本会議で質疑を予定いたしておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

日程第 32 . 委員会付託について

議長（西岡 正君） 日程第 32 に移ります。

日程第 32 は、委員会付託についてであります。

ここで、資料配布のため、しばらく休憩をいたします。

午前 11 時 18 分 休憩

午前 11 時 19 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き会議を続けます。

お諮りします。お手元に配布いたしました議案付託表のとおり、それぞれの所管の委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議ないと認めます。よって、そのように決めます。

議長（西岡 正君） 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

なお、明6月の10日の本会議は午前9時30分から開会とし、一般質問を行いますので、ご承知くださいますようお願いいたします。

本日はこれにて、散会をいたします。大変、ご苦勞様でありました。

午前 1 1 時 2 0 分 散会
